

「囲碁」のまちづくり 市民への広がりに向け 事業展開に工夫を

議員 中心商店街で開催されている囲碁まつりも十四年度で六回目を迎えた。しかし、囲碁のまちづくりを進めていることが市民にあまり知られていない気がしており、当日の市民参加も少ないように感じた。そこで、囲碁まつりが市民と遊離したイベントにならないよう、もう一つ工夫が必要と思うがどうか。

市長 十四年度は、囲碁をたしなまない人にも楽しんでもいただけるように一

九の関連行事を実施した。中でもプロ棋士による囲碁の入門教室には多くの参加者があり、大変な人気であった。その他「囲碁最中」等の和菓子も新規発売され、食文化面からも囲碁に対する興味が深まればと考えている。今後は、囲碁をたしなむ人だけではなく、文化のまち平塚としてまちぐるみで囲碁と取り組むことのできる推進組織の設置が必要と考えている。

議員 囲碁が広く市民に

親しまれるようなPR方法を検討していくべきと思うがどうか。

市長 囲碁のPRは、根気強く行ってきた。今年度予算では市内各公民館および小中学校へ碁盤・碁石セットを配付した。そのようなことから、囲碁大会を開催した学校もあり、今後、各公民館単位でも地域対抗囲碁大会を開催する予定である。また、プロ棋士のタイトル戦も積極的に誘致していきたい。



囲碁まつり 500面打大会 (14年10月)

議員 戦後復興事業として多くの自治体で取り入れられた競輪事業は、見通しの立たない経済不況の中で冬の時代にある。競輪事業の廃止に踏み切りたい。

公営事業所長 全輪協の競輪開催収支報告書によると十三年度の全国施行者の収益率は〇・三八%であり、前年度比では若干上昇したが、十・十一年度と比べると漸減している。地域別では、東高西低の状態にあり、西宮甲子園、門司の三競輪場が十三年度に廃業したことに象徴されている。また、全国五〇場の内、赤字経営は昨年度二六場であり、今年度は所有施行者の豊橋競輪場の廃業発言もあり、大きな衝撃を受けることになる。この法定合併協議会の設置には議会の議決を要するため、これを視野に入れ具体的なスケジュールを研究会で検討していきたい。

議員 十七年三月という特例法の期限に惑わされるべきではない。市長はどう考えているのか。

市長 特例法の期限内の合併であれば、特典があり、これを最初から放棄することは行政の怠慢だと考えている。三年間でめどがつく可能性があれば、そのための努力を行うのは当然であり、そのために現在研究を行っている。しかし、結果として法の期限内にまとまらなくても、合併しないというわけではない。

公営事業所長 屋外では国内最大大型映像装置を十四年十一月に設置し、バンクも湘南のイメージでカラー化等を図るなど施設面のリニューアルを考えており、清潔感のある明るい安全な大人のアー

ミューズメントパークを目指していく。また、ナイター競輪は、新たなファン層の掘り起こしにながっており、十五年度は開催を五月から十月までに増やし、ナイター競輪は平塚という定着を図りつつ、ファンの喜ぶ積極的な事業展開を行っていきたくと考えている。



フォーラムを開催 (14年12月20日: 中央公民館)

議員 三市三町の事務事業について、一五八五件の調整すべきものがあるという報告が出された。研究会では、十五年二月

市長 十一月までに七回の研究会を開催し、「人と自然とまちが奏でる交響都市」というパンフレットを発行し研究内容の情報提供を行った。また、事務事業一元化については、三市三町の事務事業の実態を調査し、その状況をまとめた。秋以降は、ある程度の研究成果について積極的な情報提供を行った結果、議会や市民の議論も高まってきていると感じている。今後、湘南市実現のための課題やサービスのあり方などについて研究を進め、さらに議論を高める必要があると考えている。

議員 事務事業一元化の研究を進めていくに当たり、事務事業のサービス水準をどのようにすり合わせていく考えなのか。

市長 先にまとめた事務事業一元化現況調査を踏まえ、合併時に一元化を行うものと合併後に行うものの調査や、サービス

水準の高低による経費の違いなどの研究は行っていく。しかし、合併後の事務事業のサービス水準は、行政で決める問題ではない。今後、法定協議会が設置された場合に、その中で協議事項として検討すべきものである。

市民・各首長に意識の変化は

議員 湘南市研究会が発足して約一年が経過するが、市長は湘南市構想・政令市等について市民と議論する機会も多かったと思う。その中で、市民が合併に対する思いをどのように変化させてきていると感じているのか。

市長 湘南市研究会が発足して約一年が経過するが、市長は湘南市構想・政令市等について市民と議論する機会も多かったと思う。その中で、市民が合併に対する思いをどのように変化させてきていると感じているのか。

議員 合併特例法の期限と合併スケジュール

議員 合併特例法の期限である平成十七年三月までのスケジュールをどう考えているのか。

市長 十七年三月を目標にした場合、先例市を参考にすると十五年中には法定合併協議会の設置が必要になる。この法定合併協議会の設置には議会の議決を要するため、これを視野に入れ具体的なスケジュールを研究会で検討していきたい。

議員 研究会発足当初と比べて、各自治体の首長の考え方に変化は出ているのか。

市長 将来の湘南地域のまちづくりに対するそれぞれの考え方、思いに変化は出ている。また、研究をやめようという意見も出ていない。

議員 合併特例法の期限と合併スケジュール

議員 合併特例法の期限である平成十七年三月までのスケジュールをどう考えているのか。

市長 十七年三月を目標にした場合、先例市を参考にすると十五年中には法定合併協議会の設置が必要になる。この法定合併協議会の設置には議会の議決を要するため、これを視野に入れ具体的なスケジュールを研究会で検討していきたい。

議員 十七年三月という特例法の期限に惑わされるべきではない。市長はどう考えているのか。

市長 特例法の期限内の合併であれば、特典があり、これを最初から放棄することは行政の怠慢だと考えている。三年間でめどがつく可能性があれば、そのための努力を行うのは当然であり、そのために現在研究を行っている。しかし、結果として法の期限内にまとまらなくても、合併しないというわけではない。

公営事業所長 屋外では国内最大大型映像装置を十四年十一月に設置し、バンクも湘南のイメージでカラー化等を図るなど施設面のリニューアルを考えており、清潔感のある明るい安全な大人のアー

ミューズメントパークを目指していく。また、ナイター競輪は、新たなファン層の掘り起こしにながっており、十五年度は開催を五月から十月までに増やし、ナイター競輪は平塚という定着を図りつつ、ファンの喜ぶ積極的な事業展開を行っていきたくと考えている。

湘南市研究会発足から一年 研究内容と今後の取り組み聞く

議員 湘南市研究会から十一月八日に湘南市の都市像というパンフレットが発行された。これは、研究会の中間報告的なものとはいえ、もう少し具体的に分かりやすい内容にすべきだったと思う。研究会は立ち上げから約一年が経過しようとして、これまでに研究の成果について伺いたい。

市長 十一月までに七回の研究会を開催し、「人と自然とまちが奏でる交響都市」というパンフレットを発行し研究内容の情報提供を行った。また、事務事業一元化については、三市三町の事務事業の実態を調査し、その状況をまとめた。秋以降は、ある程度の研究成果について積極的な情報提供を行った結果、議会や市民の議論も高まってきていると感じている。今後、湘南市実現のための課題やサービスのあり方などについて研究を進め、さらに議論を高める必要があると考えている。

議員 事務事業一元化の研究を進めていくに当たり、事務事業のサービス水準をどのようにすり合わせていく考えなのか。

市長 先にまとめた事務事業一元化現況調査を踏まえ、合併時に一元化を行うものと合併後に行うものの調査や、サービス

議員 戦後復興事業として多くの自治体で取り入れられた競輪事業は、見通しの立たない経済不況の中で冬の時代にある。競輪事業の廃止に踏み切りたい。

公営事業所長 全輪協の競輪開催収支報告書によると十三年度の全国施行者の収益率は〇・三八%であり、前年度比では若干上昇したが、十・十一年度と比べると漸減している。地域別では、東高西低の状態にあり、西宮甲子園、門司の三競輪場が十三年度に廃業したことに象徴されている。また、全国五〇場の内、赤字経営は昨年度二六場であり、今年度は所有施行者の豊橋競輪場の廃業発言もあり、大きな衝撃を受けることになる。この法定合併協議会の設置には議会の議決を要するため、これを視野に入れ具体的なスケジュールを研究会で検討していきたい。

議員 十七年三月という特例法の期限に惑わされるべきではない。市長はどう考えているのか。

市長 特例法の期限内の合併であれば、特典があり、これを最初から放棄することは行政の怠慢だと考えている。三年間でめどがつく可能性があれば、そのための努力を行うのは当然であり、そのために現在研究を行っている。しかし、結果として法の期限内にまとまらなくても、合併しないというわけではない。

公営事業所長 屋外では国内最大大型映像装置を十四年十一月に設置し、バンクも湘南のイメージでカラー化等を図るなど施設面のリニューアルを考えており、清潔感のある明るい安全な大人のアー

ミューズメントパークを目指していく。また、ナイター競輪は、新たなファン層の掘り起こしにながっており、十五年度は開催を五月から十月までに増やし、ナイター競輪は平塚という定着を図りつつ、ファンの喜ぶ積極的な事業展開を行っていきたくと考えている。

今年は統一地方選挙の年です 政治家の寄附は禁止 有権者が求めることも禁止

政治家が選挙区内の人に
お金や物を贈ることは、法律で禁止されています。
違反すると罰せられます。
また、有権者が寄附を求めることも禁止されています。

寄附禁止のルールを守って
明るい選挙を実現しましょう。

 病気見舞い	 お祭りへの寄附 や差し入れ	 落成式・開店祝 いの花輪	 入学祝い・卒業 祝い	 お中元・お歳暮
 秘書等が代理で 出席する場合の 葬式の香典	 葬式の花輪・供 花	 町内会の集会や 旅行などの催し 物への寸志や飲 食物の差し入れ	 地域の運動会や スポーツ大会へ の飲食物の差し 入れ	 秘書等が代理で 出席する場合の 結婚祝い